行政不服審査法(行政不服審査のための効果的な体制整備)

伊豆市•伊豆 の国市が第三 者機関を共同 設置

課題検討会での検討を契機に、 伊豆市、伊豆の国市及び伊豆の国 市廃棄物処理施設組合(一部事務 組合)において、第三者機関の共 同設置を企画・実践し、平成28年 度から運用を開始した。

法改正に関する調 査・研究及びその 情報共有により、 市町の円滑な対応 への支援を実施

行政不服審査法の改正に伴い、新 たに整備すべき第三者機関や条例 等に関し、県の取組事例及び県内 市町の対応状況を情報共有し、各 市町の法改正に対する円滑な対応 を支援。

【行政不服審査法とは】

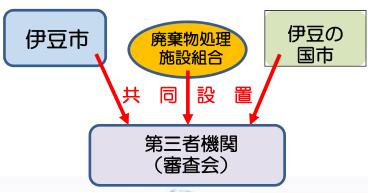
行政庁の処分等によって不利益を受けた 国民が不服を申し立て、これを行政庁が 審査する手続について定めている法律。 平成26年に、平成28年4月から適用され る制度改正が行われた。

こ対応

【法改正の概要】

審査庁 第三者機関 (市町村長) 審杳庁 (審査会) (市町村長) 新 審理員 審査請求人 (住民等) 審杳請求人 処分庁 処分庁 (住民等) (00課) (00課)

【第三者機関の共同設置】



【第三者機関(審査会)とは】

審査請求についての採決の客観性・公平性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続 の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする。